

外貨普通預金定額自動振替サービス利用規定

1.(外貨普通預金定額自動振替サービス)

- (1) 外貨普通預金定額自動振替サービス(以下「自動振替サービス」とします)のご利用にあたっては、あらかじめ当行所定の手続きにより、振替日、振替金額(円貨額)等を届け出るものとします。なお、引落指定口座は自動振替サービスの申込書により指定された同一人名義人の円貨建て普通預金口座または当座預金口座(以下「引落口座」とします)。
- (2) 当行は指定された振替日に指定された振替内容による振替金額を引落口座から引落のうえ、その金額を当行所定の相場で換算した外貨額をもって、指定の外貨普通預金口座へ入金します。

2.(自動振替)

- (1) 振替金額は、あらかじめ円貨額でご指定いただきます。5千円以上1千万円以下(千円単位)でご指定下さい。なお、自動振替サービスご利用による引落しと他商品・他サービスでの自動振替によるお引落しが同日に行われる場合、その何れを先に引落すかは当行の任意とします。
- (2) 前述(1)の場合、引落口座からの引落については、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出は必要ありません。
- (3) 振替日当日が銀行休業日の場合は、翌営業日に振替を行います。ただし、翌営業日が翌月となる場合は、前営業日に振替を行います。
- (4) 当行所定の引落処理時に、引落口座の残高(残高については受入れた証券類で決済確認前のものを差し引いた支払可能残高。総合口座の当座貸越限度額は含みません)が振替金額に満たない場合は、通知することなくその月の振替を行いません。また、振替日当日の入金であっても、当行所定の引落処理後に入金となった場合は、同様にその月の振替を行いません。

3.(外貨普通預金への入金)

振替日における外貨普通預金への入金外貨額は、前記2.(1)に定める振替金額を当行所定の外国為替相場を使用し算出します。この際預入通貨の補助通貨単位未満は当行所定の方法で取扱います。

4.(取引内容の変更)

振替日、振替金額等の取引内容を変更する場合には、当行所定の方法により振替日の2営業日前までにお届けのうえ当行所定の手続きをお取りください。

5.(解約等)

- (1) この自動振替サービスは、特にお申出のない限り同一条件で自動振替を継続します。
- (2) お客様の引落口座が解約された場合、または指定の外貨普通預金口座が解約された場合は、当行はいつでもこの自動振替サービスの契約は終了したものととして取扱います。
- (3) この自動振替サービス契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし当行に対する解約の通知は、振替日の2営業日前までに当行所定の方法で行うものとします。
- (4) 当行に対する解約の通知がないまま、長期間にわたり振替がなされない場合、または住所変更・連絡先の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由によってお客様の所在が不明になった場合等、相当の事由がある場合は、この契約は終了したものととして取扱うことがあります。
- (5) 自動振替サービスは金融情勢の変化・取扱通貨国の諸事情により自動振替を継続する事が困難である場合、当行は自動振替を中止する事ができます。なお、自動振替の中止によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6.(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、引落口座にかかる各種規定ならびに外貨普通預金規定により取扱います。

7.(規定の変更)

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

契約者の一般の利益に適合する場合

前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以 上